

【参考資料7】

市町等からの要望

- 河芸町議会の「ごみ発電施設の環境アセスメント中止と同計画の
白紙撤回を求める決議」（平成6年9月29日）・・・1
- 河芸町から「ゴミ発電構想と環境アセス調査の再考について」の
お願い（平成6年9月29日）・・・3
- 河芸町から「RDF発電施設建設計画の白紙撤回について」の陳
情書の提出（平成7年1月20日）・・・9
- 桑名広域清掃事業組合から「ごみ固形燃料化施設に関する要望書」
の提出（平成7年8月25日）・・・13
- RDF運営協議会会員から「三重ごみ固形燃料発電所の稼働に関
する要望書」の提出（平成16年7月27日）・・・17
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF処理費に関する意見書」
の提出（平成17年8月9日）・・・19
- RDF運営協議会構成団体からRDF処理委託料の見直しに関す
る「要望書」の提出（平成18年1月19日）・・・21
- 南牟婁清掃施設組合構成市町議会から「RDF処理委託料値上げ
に関する要望書」の提出（平成19年12月25日）・・・23
- 東員町議会から「三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍
結を求める意見書」の提出（平成19年12月28日）・・・25
- RDF運営協議会構成団体から「RDF処理委託料の見直しに関
する要望書」の提出（平成20年1月16日）・・・27
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業のあり方
に関する意見書」の提出（平成21年8月19日）・・・31
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業の事業主
体に関する意見書」の提出（平成22年5月27日）・・・33
- RDF運営協議会構成市町から「平成29年度以降RDF発電事
業のあり方に関する要望書」の提出（平成22年8月30日）・・・35

- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書」の提出（平成26年2月17日）・・・39
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成28年8月25日）・・・41
- 桑名広域清掃事業組合議会から「新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書」の提出（平成30年8月22日）・・・43
- 桑名広域清掃事業組合議会から「RDF焼却・発電事業終了に伴う要望書」の提出（令和3年11月25日）・・・・・・・・・・45

河議第 278 号

平成6年9月29日

三重県企業庁長

水原恒士様

三重県安芸郡河芸町議会

議長 倉田



平素は、河芸町政の推進に格別のご高配とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、本日の河芸町議会第278回定例会におきまして、別紙決議を全会一致で議決いたしましたので、何卒よろしくご理解を賜り、趣旨実現の程お願い申し上げます。

ごみ発電施設の環境アセスメント中止と

同計画の白紙撤回を求める決議

現在、三重県が全国に先駆けて導入を計画しているごみ発電施設は、わが河芸町を含む5市4町5組合（14団体）のごみ焼却施設を固形化施設へ改修することを大前提とし、1日平均523トン～651トンの固形化ごみを一箇所で集中処理する大規模な計画であるにもかかわらず、関係市町村は勿論特に影響のある河芸町や河芸町住民になんの事前協議もないままに計画が推進されている。

ましてやこの建設想定地を事前協議もないまま河芸町に隣接する津市大里山室町ただ一箇所に決定し、環境アセスメントを実施することに対し、激しい憤りを感じざるを得ない。

もとより、ごみの処理はわれわれ市町村に課せられた責務であり、減量、分別、リサイクル等積極的に取り組みながら地域住民の理解のもと、円滑に処理しているところである。環境汚染の問題を考えると廃棄物を固形燃料化し利用する等この種の施設の将来的な研究開発が課題であることも十分理解できる。しかし、大量の固形化ごみを一箇所に集中し燃焼させた実証事例もなく、有害物質ダイオキシン類等の除去技術も未開発、更に一箇所に集中すれば固形化ごみ運搬車輛は2トン車で換算し1時間当たり30台～40台（往復60台～80台）にも及ぶ交通公害となり、隣接住民は計り知れない不安を募らせるばかりである。

また、津市と共に進めている中勢北部サイエンスシティ計画は、河芸町の永年の懸案が実ったものであり、来るべき21世紀に夢と希望を託したこの事業の推進にも大きな影響が懸念される。

時あたかも河芸町制施行40周年の記念すべき年、先輩諸氏が営々と築き上げられた河芸町の美しい自然環境を破壊する複合汚染と人体、農作物被害、生態系等への影響を考えると、当議会はごみ発電施設の計画推進に係る津市大里山室町への環境アセスメントの即時中止と同計画の白紙撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成6年9月29日

三重県安芸郡河芸町議会

ゴミ発電構想と環境アセス調査
の再考について（お願い）

三重県安芸郡河芸町

平成6年 9月29日

三重県企業庁長
水原 恒士 様

河芸町長 米倉



平素は、河芸町の発展はもとより、特に環境行政に格別のご指導とご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

近年ゴミ対策は、全地球的な問題として、また各地域の身近な環境対策として、市町村の大きな責務であり真剣に取り組み、日夜懸命に努力しているところであります。

今回突如として新聞でゴミ発電構想とあわせて津市大里山室町を候補地と限定し、環境アセス調査が予定され、最も影響のある隣接町として非常に困惑しております。

河芸町は、21世紀に向けてニューチェリープランのもと平成7年度に一般廃棄物処理施設を建設いたしたく計画を進め、議会においても先進地視察を実施し、調査研究や討議を重ねてまいりました。

しかるに8月10日の視察当日に、ゴミ発電構想が新聞発表され、驚くというか、なぜ環境アセス調査の前に最も接近した河芸町に、まず連絡され、町や関係住民への説明がなされなかったのか憤りを感じます。

議会の委員会でも、8月10日、11日にゴミの固形化を進め全面的に業者委託している奈良県榛原町護美センターと、可燃物を焼却し減量化とリサイクル方式に取り組む大阪府柏羽藤環境事業組合の両施設を視察するなど町と一体となり研究を重ねております。

さらに委員会ではゴミ発電構想について慎重に審議し、検討を重ねたところ勉強会の開催が提案されました。これを受けて9月13日三重大学谷山鉄郎教授の「ゴミ発電と環境について」、さらに9月17日に企業庁を招いての「ゴミ発電構想について」の説明会を開催いたしました。

この勉強会には、議会議員、自治会長、開発審議会委員、町幹部など約80名が出席し、さらに討議を重ねましたところ多くの意見や要望が続出しました。

以下、その要点を列記させていただきます。

- (1) まずゴミ発電ありきでなく、最も大切な住民の環境問題が基本である。特に分別収集、リサイクル、土への還元をはかり減量こそが先決である。1日500トンから600トンという多量の固形化ゴミを発電の原料とし、しかも一極集中方式(県下6市26町村、人

口約116万人)で、1か所に多量の発電原料を求める考え方は、やさしい環境づくりとは逆行するものである。

- (2) 河芸町は、全住民あげてゴミゼロ運動を進め、快適環境の町を宣言している。また県環境保全事業団も立地し、日頃からゴミの減量化や一日清掃デー運動を通じて、環境を整え人と自然が調和し、共生できる町づくりを進めている。その本町にまったく未知数のゴミ発電計画はそぐわない。
- (3) 中勢北部サイエンスシティがゴミサイエンスとなり、土地の付加価値が低下し、また土地利用が制約されるなど、21世紀を先導するクラスター方式による快適な住宅づくりや、バイオ、ハイテクなど先端産業の誘致は難しくイメージダウンとなり、未来に対し不安であり希望がもてない。このことは、中勢北部サイエンスシティの基本目標から大きく逸脱するものである。
- (4) 長年にわたり討議し研究を重ね、21世紀への大きな町づくりの柱となっている中勢北部サイエンスシティ計画について、企業庁は説明会の中で「ゴミ発電こそサイエンスシティの基軸であり、それを発展させるもの」との発言があった。このことは、河芸町の町づくりの基本姿勢を根本から否定するものであり、地方分権を進め住民本位の地方自治の確立を目指す町政を無視するものである。
- (5) ゴミ発電のために当面県下32市町村は、現在の焼却方式を抜本的に改築し、ゴミの固形化とゴミ発電の二段方式とする必要があり、システムの大変革となる。これにともなう収集への住民の協力はもとより、新たな輸送対策、運営管理、財政対策など慎重な審議が必要であり、さらに技術確立のためにも、関係市町村によるテーブルを一つにした連絡協調が前提条件となる。
- (6) 県下各地から集まる大量で種々雑多な固形ゴミから発生されるダイオキシンをはじめ、解明の難しい有毒ガスによる複合汚染など、実証事例もなく大きな不安がある。しかも今回のゴミ発電は全国で初めてであり、人間や農作物に与える影響は計り知れないものがある。
- (7) ゴミ運搬車のほとんどが、国道23号、国道306号を經由し、町道三行大里線を搬入道路とする。この町道三行大里線は、本来農免道路として整備されたものである。現在でも周辺農業振興には欠かせない道路であるとともに、県道津関線と国道306号を結ぶ重要路線であり、この道路に2トン車に換算すると1分間に1台以上通ることは農作業はもとより、一般交通にも支障をきたし大変危険である。

以上のように多くの意見がありました。

現時点では、全国で初めての構想であり、実証事例がなく、町として

も住民に適確な説明すらできません。議会、自治会長会、開発審議会で研究討議を重ねてまいりましたところ、県下のどの市町村に設置されようとも、時期尚早であり、ゴミ発電計画の白紙撤回との結論となりました。

環境問題こそ21世紀に向かつての大きな課題であり、市町村の責務であります。

参考までに申し上げますが、ゴミ発電予定地については、津市からも何の連絡もなく、しかも過日の山室町の説明会では、公的立場の方が「河芸町長は、ゴミ発電が河芸町に誘致できないので反対している」と全く根拠のない発言などが伝わり誠に残念であり、ガラス張りではなく、なぜ真実とは逆の説明をせねばならぬか、ますます不可解であります。

お互いが謙虚な気持ちで、それぞれの地域性や立場を踏まえ、知恵を出し合い、関係機関が信頼と協調を基本に努力することが先決であります。

急がず、選択肢をさぐれば、住民の理解と協力が育ち、県民が等しく安心して生活できる環境を守る最先端技術の開発も進み、必ずみんなの願いがかない、同意される日がくると思います。

それには、企業庁の先行ではなく、住民生活にとって身近な保健環境部と環境局が主軸となられ、総合的な見地からご指導を賜わりたいと思います。

どうか、河芸町の現状と率直な声をご理解賜わり、今後とも重要な環境行政について、格別のご指導とご高配をお願い申し上げます。

陳 情 書

RDF 発電施設建設計画の白紙 撤回について

1/20

河長良引

河川事務所

河川事務所
河川事務所

三重県安芸郡河芸町



平成7年1月 日

様

河芸町長 米倉



三重県企業庁が計画している、RDF発電施設は21世紀に向かって、新しいエネルギー源であると共に、増え続けるごみの焼却熱を利用した発電であり、地域社会の環境保全に与える効果にはおおいに期待するところでありますが、県下全域の市町村で発生する多量のごみを一箇所に集めることは、計り知ることのできない不安を感じるものであります。企業庁の計画では、当面500t/日～600t/日の規模で燃焼させると言われておりますが、ごみは増え続け、ごみ質は一日一日変化しております。

河芸町でも20年間ごみを焼却してきましたが、近年のごみ質変化に対する炉の運転管理には非常に苦勞しているところです。県下の市町村では、収集体制も異なれば、地域性もあり、収集されるごみは種々雑多の状態です。この様なごみを同時に1箇所

で燃焼することは、排ガス問題や炉の運転管理を行う上から、大きな不安をいだかざるを得ないのであります。又、まったく新しい施設であり、稼働状況が不明確であるのが、なおさら不安となっております。今しばらく研究をする時間をもつていただき、全県の住民の皆様安心していただける最先端技術を明示していただき、全県が一致団結して、RDF発電に取り組める体制を築いていただきたいと思います。

河芸町の全町民を代表して、現状での多くの不明確部分を持ったままでのRDF発電計画を白紙撤回されまして、再度住民本位の立場から計画を練り直していただきますことを強く要望するものであります。

写

ごみ固形燃料化施設に関する

要 望 書

三重県知事

北川正恭

様

平成7年8月25日

桑名広域清掃事業組合

管理者 中川重哉

桑名広域清掃事業組合

桑名広域清掃事業組合管理者

桑名市長

中川重哉



桑名広域清掃事業組合副管理者

多度町長

伊藤宗隆



桑名広域清掃事業組合副管理者

長島町長

伊藤仙七



桑名広域清掃事業組合副管理者

木曾岬町長

水谷嘉男



桑名広域清掃事業組合副管理者

員弁町長

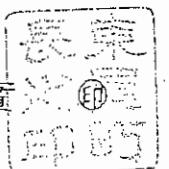
太田嘉明



桑名広域清掃事業組合副管理者

東員町長

伊藤仁寛



要 旨

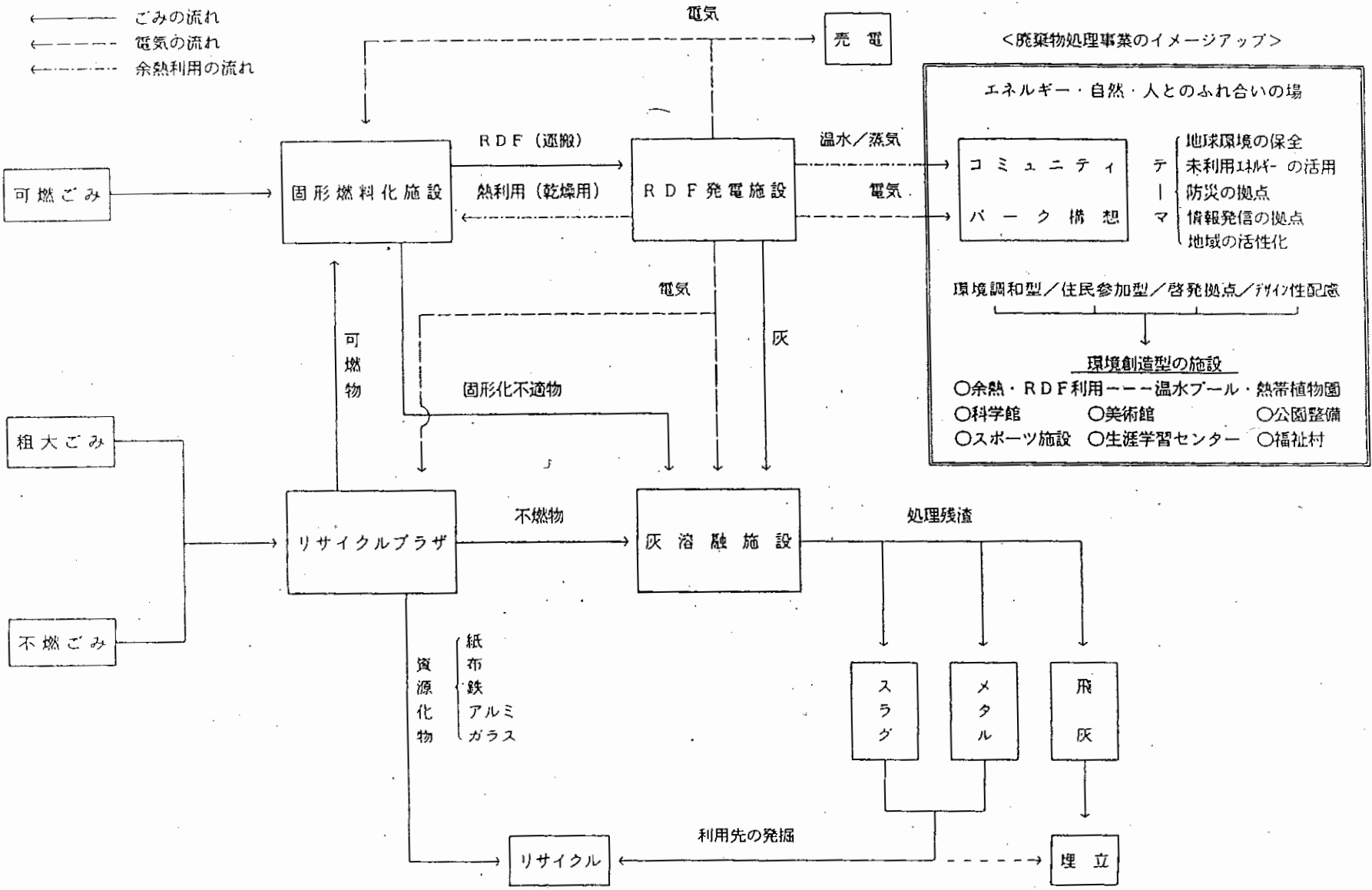
平素は桑名広域清掃事業組合の運営に関しましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

一市五町で構成する当組合では、ごみの排出抑制、再生利用及び資源化等の施策を積極的に推進いたしているところですが、都市化の進展・生活様式の多様化等により、ごみの排出量も年々増加の一途を辿っております。一方、ごみ処理施設においては、施設の耐用年数も過ぎ老朽化が著しく、またごみ質の高カロリー化に伴って、処理能力が一段と低下してまいりました。早急にこの対応を図るため更新に必要な諸調査を進めていた最中、貴県におかれましては今後の廃棄物処理行政がとるべき一つの有効な手段として、これまで単に焼却炉で燃やしていた可燃性のごみについて、固形燃料化施設で固形化し、燃料として活用しようとする考えが提案されました。

当組合といたしましても、廃棄物循環型社会構築に向けて、今後あるべき姿としての認識のもとに、ごみが保有するエネルギーを最大限活用させ、クリーンで魅力的なごみ処理施設が地域の活性化に還元でき、かつごみのイメージアップが図れる方法として、エネルギー循環型完結システムの計画（別紙資料）を立案いたしました。

このシステムは、ごみを固形燃料化すると共に、その利用先であるRDF発電所を併設することが計画推進のための必須条件となりますので、貴県の施設として設置をお願いする次第であります。

—— ごみの流れ
 - - - 電気の流れ
 - - - 余熱利用の流れ



三重ごみ固形燃料発電所の 稼働に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成16年7月27日

昨年8月、三重ごみ固形燃料発電所において発生した爆発事故において、消火活動中の消防士2名の尊い命が失われたことは、痛恨の極みであり、RDFの管理や施設運営における安全性確保の重要性を再認識したところです。

このようなことから三重県においては、発電所の運転を一時停止し、再発防止のための安全対策及び施設の改修を実施され、その後長期の試運転による安全性の確認が実施されているところです。

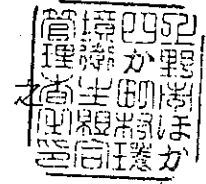
については、現在の試運転を行うなかで、施設の安全性の確保と長期安定運転をより確実なものとしたうえで、RDF運営協議会に参画する市町村のごみが適正に処理できるよう早期に発電所を再稼働されることを強く要望します。

なお、発電所が貯蔵槽のない状況で保守点検時等に運転停止する場合においては、発電所で処理できないRDFの処理先の確保及び増嵩経費については、RDF運営協議会に参画するごみ処理委託市町村に転嫁させないよう要望します。

三重県RDF運営協議会会員

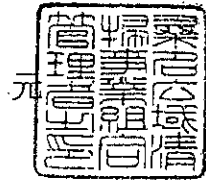
上野市ほか4か町村環境衛生組合
 (上野市、伊賀町、島ヶ原村、
 阿山町、大山田村)

管理者 今 岡 睦



桑名広域清掃事業組合
 (桑名市、多度町、長島町、
 木曾岬町、いなべ市、東員町)

管理者 水 谷



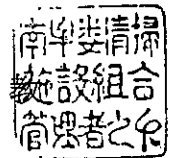
香肌奥伊勢資源化広域連合
 (飯南町、飯高町、大台町、勢和村、
 宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村)

連合長 林 道 郎



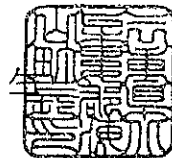
南牟婁清掃施設組合
 (御浜町、紀宝町、紀和町、鶉殿村)

管理者 北 裏 公



北牟婁郡海山町

町 長 塩 谷 龍 生



北牟婁郡紀伊長島町

町 長 奥 山 始



志摩郡浜島町

町 長 井 上 大



平成17年 8月 9日

三重県企業庁長 井藤 久志 様

桑名広域清掃事業組合議会

議長 川口 拓



RDF処理費に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

三重ごみ固形燃料発電所RDF処理費の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、爆発事故に伴う事故処理経費や安全管理対策費などの経費増から毎年5億円程度の赤字経営が続いているとのことであり、市町村のRDF処理費の見直しも含め事業収支計画を秋頃までに策定されるとのことである。

今回建設されるRDF貯蔵施設の建設費などをこの見直し経費に含むことや、爆発事故に関連する事故処理経費だけでなく、安全管理対策費も安易にRDF処理費に反映させることは大きな問題である。

RDFの安全性や品質確保のためには製造施設を管理する当組合も、プラスチックの除去や冷却設備などに多大な経費を費やしているのが実情であり、これ以上の負担増は当組合議会として同意できるものではない。

以上のことから、ごみ固形燃料発電施設があくまで県の施設であることを踏まえ、施設の維持にかかる増加経費をRDF処理費に転嫁することのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 8月 9日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県企業庁長 井藤 久志 様

要 望 書

三重RDF焼却・発電事業の平成28年度までの経営見通しでは、多額の損失が見込まれております。

元来、三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき三重県のごみ行政の重要な柱として、県の主導のもとに推進されてきたところであります。

つきましては、下記事項をご賢察・ご理解いただき、応分の負担・支援を要望いたします。

記

1 RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却等の他の方法に比較して経費負担が大きく、また、法改正に伴う安全対策の必要性などで発電所と同様に市町村のRDF化施設の運営経費も増大しており、大幅な負担増については財政的に対応が困難な状況にあります。

2 RDF発電所の供用開始時、処理料決定の際には、予想される発電所の欠損分については、企業努力によって解消可能との合意で、現在の処理料が決定されたところです。

平成28年度までの事業運営に係る収支見通しでは、多額の累積欠損が予想されておりますが、そのうち発電所供用開始から処理委託契約が既に締結されている平成17年度までの累積欠損については、三重県でご負担をお願いします。

3 RDF化構想の中で、製造は市町村、焼却発電は三重県とそれぞれ責任の分担がなされております。

したがって、発電所運転に帰する今後の経費負担については、三重県の最大限のご支援をお願いします。

平成18年 1月19日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 睦之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

連合長職務代理者 柏木 廣文

桑名広域清掃事業組合

管理者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理者 北裏 公教

RDF 処理委託料値上げに関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成19年12月25日

三重県 RDF 運営協議会構成団体
南牟婁清掃施設組合構成市町議会

熊野市議会議長 樋口 雄



御浜町議会議長 奥地



紀宝町議会議長 大石



交付
19.12.26
114

要 望 書

三重 RDF 焼却、発電事業の累積赤字問題に絡んで、県は処理料金の値上げを提案されております。

三重 RDF 焼却、発電事業につきましては、三重県が循環型社会の実現を目指して、RDF 化構想に基づき推進されてきたところでございます。

環境面におきまして申し分ない計画であることは我々も理解をしております。

今回の要望といたしまして、下記事項をご理解いただきまして、応分の負担、ご支援をお願いいたします。

記

- 1 南牟婁清掃施設組合はご承知のとおり県で最も最南端にあり、発電所までの距離が一番遠方にあることから、運搬費用がトン当たり 6,825 円掛かっております。

RDF 処理料金と運搬費を合わせると、今の段階でトン当たり 11,883 円必要であり、他の施設と比較して多額の費用負担になっております。

- 2 RDF 化施設の運営につきましては、経費負担が余りにも大きく、灯油代の値上がり、修繕費の増、運搬費の値上げと運営経費も増大しております。その中で、RDF の処理料金を大幅に値上げされることは、市町にとって財政的に困難なことになります。

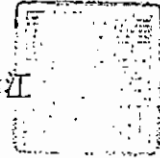
- 3 RDF 化構想の中で、製造は市町、焼却発電は三重県と、責任の分担がなされております。

発電所の経費負担については、県として最大限のご支援をお願いいたします。

東員議第 115 号
平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦 様

三重県東員町議会
議長 川杉 美津江



三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を別紙のとおり提出
いたします。

担当；東員町議会事務局 秋葉
電話 0594-86-2813

三重ごみ固形燃料発電所RDF処理委託料の凍結を求める意見書

三重ごみ固形燃料発電所は、環境先進県を標榜する県がRDF化構想を主導し市町に導入を奨励してきたものであり、構想当時においてはRDF処理料は無償とのことで県が市町に参画を呼びかけてきました。

その後、電気事業法の改正に伴い電力小売自由化やダイオキシン類対策特別措置法施行に伴う灰の無害化・安定化処理などの法制度をはじめとする事業環境の変化により、収入不足分を補填するために市町は場外処理に要する灰処理費を負担するRDF処理費の有料化となりました。

更に爆発事故に伴いRDF正常管理の徹底や発電所の体制強化などの安全対策経費も増加したことからRDF処理委託料の増額が提示され、やむをえず平成18年度以降の灰処理費増加分を新たに市町が負担することとなりました。

本来、発電所運転に帰する経費負担については、県の責任において処理されるべきものと考えられますが、多額の累積欠損が現実に見込まれる中、将来に渡り安定的にごみ処理を行う必要があること等から、RDF処理委託料の負担を行っているところであります。

この中で、県におきましては平成20年度以降、収支を均衡させるためのRDF処理委託料の負担増及び平成29年度以降、RDF焼却・発電事業を行わないことを一方的に市町に提案されました。

このような経緯の中、RDF化によるごみ処理方法は、直接焼却の方法に比較して市町の負担が大きく、大幅な負担増には財政的に困難な状況にあります。

つきましては、市町の実情もご賢察・ご理解いただき、安易な負担増をやめるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月28日

三重県知事 野呂昭彦 様

東員町議会議長 様

RDF処理委託料の見直しに関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成20年 1月16日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊 賀 市

志 摩 市

紀 北 町

香肌奥伊勢資源化広域連合

桑名広域清掃事業組合

南牟婁清掃施設組合

要 望 書

三重RDF焼却・発電事業は、三重県の循環型社会の実現を目指す「RDF化構想」に基づき、県が主導し、市町に導入を奨励してきた経緯があります。

平成19年12月11日付け「RDF処理委託料及び今後のあり方について」の提案は、市町のごみ処理行政の根幹をも揺るがしかねない内容であります。

つきましては、下記事項をご賢察・ご理解いただき、市町にこれ以上の負担を強いることがないよう要望いたします。

記

- 1 市町は、RDF焼却・発電事業の経営の健全化を図るため、厳しい財政事情の中、これまでに2回の料金改定に応じてまいりました。

現在、市町のRDF化施設は、耐用年数の経過とともに修繕料が年々増加し、加えて原油価格の高騰により燃料費も増加しており、これ以上の大幅な負担増は、財政的に対応が困難な状況にあります。

- 2 直近の経営見通しでは、県のご努力もあり改善の方向が見られるものの、まだまだ多額の損失が見込まれております。

今回の提案では、平成20年度以降の損失は市町が負担するものとされておりますが、この損失はあくまでも県の施設である三重ごみ固形燃料発電所から生じるものであり、更には、三重県の政策誘導により当事業が実施された経緯を踏まえますと、この損失は三重県において負担すべきものと考えます。

- 3 平成29年度以降、三重県はRDF焼却・発電事業を行わないとする提案がなされました。

市町は、三重県の「RDF化構想」に参画し、県と一体となって三重RDF焼却・発電事業に取組み、市町としての責任を果たしてまいりました。今回、突然で一方的な事業撤退の表明は、三重県は責任を自ら放棄するとともにRDF焼却・発電事業そのものを否定するものであり、市町として決して承服できるものでありません。

つきましては、一方的な事業撤退の表明は、撤回していただきますよう強く要望いたします。

平成20年 1月16日

三重県RDF運営協議会構成団体

伊賀市長 今岡 睦之

志摩市長 竹内 千尋

紀北町長 奥山 始郎

香肌奥伊勢資源化広域連合

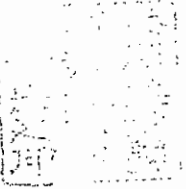
広域連合長 長谷川 順一

桑名広域清掃事業組合

管理者 水谷 元

南牟婁清掃施設組合

管理者 古川



RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

三重県RDF運営協議会では、昨年11月6日の協議会決議に基づき、平成29年度以降の「RDF焼却・発電事業のあり方」に関する検討が始まった。

今回、焼却・発電施設の維持管理の現況について中間報告があり、事実関係が明らかになるにつれて、多くの課題も浮き彫りになってきた。

今後、施設整備等の調査・検討を進め、処理機能や管理運営上の課題・リスクを洗い出し整理されれば、抜本的な対策を必要とし、事業継続に大きな影響を及ぼしかねない問題が表面化すると予想される。

RDF化構想は、単に、廃棄物処理を念頭にしたりサイクル社会を構築するだけにとどまらず、RDF化・焼却発電施設一体整備の先進性ともあいまって、環境先進圏域の交流の場としても期待され、新しい地域づくり（福祉施設や病院の誘致、環境大学や自然農園の環境交流施設の設置など）に向けて、この地域の人にとっては夢と希望をもたらす構想であった。

その構想が頓挫しているうえに、RDF化発電事業からの一方的な県の撤退宣言は断じて許せるものでない。

このRDF発電事業は、たとえ厳しい事業運営を余儀なくされても、市町への負担転嫁やごみ処理施策を揺るがすといった本末転倒の事態が生ずるようなことが決してあってはならない。

県は、安全で安定した運転を維持し、市町の立場に立った方向性を模索すべきである。

よって、桑名広域清掃事業組合議会は、県が事業主体として事業継続する責任を果たし、市町に財政負担を求めることのないよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年8月19日

桑名広域清掃事業組合議



三重県知事 野呂昭彦 様

平成22年5月27日

三重県知事 野呂昭彦 様

桑名広域清掃事業
議長 渡邊清司



RDF焼却・発電事業のあり方に関する意見書

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

RDF焼却・発電事業の事業主体に関する意見書

現在、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、三重県とRDF関係市町との間で、協議・検討が行われている。

多くの課題が山積する中でその早期解決に向けて、RDF製造団体は将来の方向性についてそれぞれの意向を真摯に表明したところである。その結果、新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続するという一定の基本合意がなされたところである。

一方、市町側の将来像が明確にされている中で、その解決に向けての進展も無く硬直化しているのは、県が事業主体としての明確な意思表示を避けていることが原因である。廃棄物政策の責任から逃避し、市町を不安な状況に陥れていることは、桑名広域清掃事業組合議会としては決して許せるものではない。

そもそも「RDF化構想」は、県が資源循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、県が市町村に参画を呼びかけてきたものである。当組合は、県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取組みを行ってきたところである。

このことから「RDF製造施設」と「RDF焼却・発電施設」は、一体的な利用がされて初めてその目的・機能が成し遂げられるものである。すでに市町側の将来像が示されていることから、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の事業主体は必然的に明白である。

よって、当議会は、県が引き続きRDF焼却・発電事業の事業主体である旨を早期に表明し廃棄物政策の責任を全うされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月27日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 野呂昭彦 様

受付
22.8.30
32

平成29年度以降RDF発電事業の
あり方に関する要望書

三重県知事 野呂 昭彦 様

平成22年 8月30日

三重県RDF運営協議会構成市町

- 伊賀市
- 志摩市
- 紀北町
- 多気町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)
- 松阪市 (香肌奥伊勢資源化広域連合)
- 大台町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)
- 大紀町 (香肌奥伊勢資源化広域連合)
- 御浜町 (南牟婁清掃施設組合)
- 熊野市 (南牟婁清掃施設組合)
- 紀宝町 (南牟婁清掃施設組合)
- 桑名市 (桑名広域清掃事業組合)
- いなべ市 (桑名広域清掃事業組合)
- 木曾岬町 (桑名広域清掃事業組合)
- 東員町 (桑名広域清掃事業組合)

要 望 書

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会での決議事項に基づき、「あり方検討作業部会」を設置し、三重県とRDF関係市町とで検討が進められております。

その中で、県下のRDF製造団体は、将来の方向性として新たな枠組みにおいて、平成29年度以降も引き続き継続することを確認したところです。

一方、県からは事業主体となることを前提としているものの、RDF事業の継続にかかる費用については、受益者負担金として全額を市町に負担を求める一方的且つ厳しい考えが示されました。

このことは、市町が財政的に非常に厳しい状況下に置かれることを意味し、決して容認できるものではありません。

今後、それぞれの市町において新たなごみ処理施設の更新に向けた検討が開始されることとなりますが、新施設の建設には通常10年程度の準備期間が必要となるため、一定期間のRDF事業の継続が必要となってまいります。

市町の新たな財政負担を伴わないRDF事業の継続により、RDFの安定的な受け皿を確保することで、市町は安心して新施設更新に向けた検討に取り組むことが可能となります。

そのためには、県の支援が必要不可欠なものと考えます。

以上のことから次の項目について要望いたします。

記

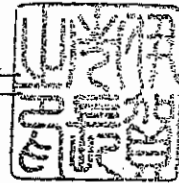
- 1 RDF焼却・発電事業の継続にかかる県の役割として、これまでの運営実績や地元との信頼関係等を踏まえ、県が事業主体として責任を果たされること。
- 2 RDF製造施設の運転経費も年々増加の一途をたどっており、これ以上の財政負担は市町にとっても死活問題になるため、RDF焼却・発電事業の継続に際して、市町に新たな財政負担を求めないこと。

平成22年 8月30日

三重県RDF運営協議会構成市町

伊賀市長

内保 博仁



志摩市長

大口 秀和



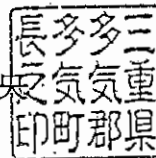
紀北町長

尾上 壽



多気町長

久保 行末



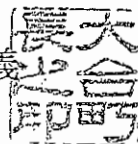
松阪市長

山中 光茂



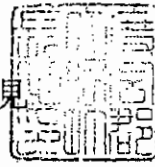
大台町長

尾上 武義



大紀町長

谷口 友見



御浜町長

古川 弘典



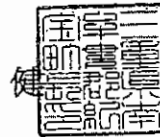
熊野市長

河上 敢二



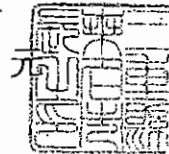
紀宝町長

西田 健



桑名市長

水谷 元



いなべ市長

日沖 靖



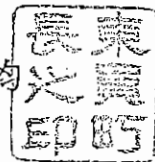
木曾岬町長

加藤 隆



東員町長

佐藤 均



平成 26 年 2 月 17 日

三重県知事 鈴木英敬 様

桑名広域清掃事
議長 伊藤研司



新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

新ごみ処理施設建設に係る県の財政支援を求める意見書

「RDF化構想」は、県が循環型社会の実現、環境先進県を目指すため、市町村に参画を呼びかけてきたものであり、当組合は県主導の「RDF化構想」に応え、県と一体となってその実現に向けた取り組みを行ってきたところである。

平成15年8月には、RDF貯蔵槽が爆発し、周辺地域に多大な不安を与え消火活動中の消防職員ら7名が死傷（2名死亡）する痛ましい事故が発生した。更に、県はRDF処理費を無償としていたが、経営の見通しの甘さから有償化されることになった。

こうした中、県の一方的な事業撤退表明により、当組合の平成33年度以降のごみ処理が白紙状態となり、将来の安定的なごみ処理を確保するために、早急に対策を講じることが必要になった。

このため、当組合ではごみ処理のあり方調査検討委員会を設置し、平成33年度以降のごみ処理のあり方について検討を進めてきた結果、RDF化事業の継続は困難との判断により、新ごみ処理施設を建設し、新たなごみ処理方式を採用することが方向づけられた。

新ごみ処理施設の建設は、長い年月と多額の事業費を必要とすることから、財政難の市町に新たな財政負担が強いられることになった。

よって県においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 新ごみ処理施設を建設する必要が生じた県の責任を踏まえ、施設建設に係る事業費の財政支援を行うこと。
- 2 RDF焼却・発電事業終了後の事業用地の有効活用については、北勢地域の活性化に寄与する県営のシンボリック施設の整備を図り、立地に協力してきた周辺地域に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月17日

桑名広域清掃事業組合議会

三重県知事 鈴木英敬 様



新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中で、電気事業法の改正等に伴うRDF発電事業収支計画の見直しには、RDF処理費用の応分の負担をするとともに、平成32年度末とする県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった諸課題への取り組みを進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備には多額の費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固形燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図る財政支援を講ずること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年8月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 鈴木 英敬 様

新ごみ処理施設整備に係る財政支援等に関する意見書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

こうした中、電気事業法の改正等に伴うRDF発電事業収支計画の見直しでは、RDF処理費用の応分の負担をするとともに、県の事業撤退に合わせて、新たなごみ処理事業計画の策定や施設整備の財源確保、地域住民の理解といった取り組みを進め、今年1月に起工式を行い、2月から工事に着手し、平成32年1月からの稼働に向け、新たなごみ処理施設の建設を進めているところである。

ごみ処理施設は、市町の行政施策において欠かすことのできない社会インフラであるが、その整備・維持・撤去には多額な費用が生じ、財政事情が厳しい市町にとっては非常に大きな負担となっている。また、ごみ処理施設は、他の行政施設と比べ耐用年数が短いとされるものの、整備費用の面から長期的な運用を前提とした維持保全に努めることが強く求められている状況にある。

本組合のごみ固形燃料化施設は、地域の理解と協力のもと、多額の費用をかけて整備し、運用してきたものであり、老朽化や性能劣化からではなく、県の政策的な要因をもってこれを放棄せざるをえないことは真に受け入れ難いものがある。また、これに加え、新たな施設の整備や当該施設の解体撤去には多額の費用を要するため、構成市町のまちづくりや財政計画に大幅な見直しを強いるものとなっている。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 先の県議会6月定例会で知事が表明したポストRDFに向けた施設整備等に対する財政支援を早期具現化するとともに、その予算規模や交付条件を最大限配慮し、県の施策転換に伴う市町の財政負担の軽減を図ること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、県民、本組合管内の住民にとって有益な利活用が図られる県営の施設を整備すること。
- 3 県・組合施設の整備・撤去工事に伴う周辺道路の交通安全確保のため、施設に接する県道の整備促進、東員町道の整備支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年8月22日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 鈴木 英敬 様

RDF焼却・発電事業終了に伴う要望書

桑名広域清掃事業組合は、これまで「三重県RDF化構想」の下で県と一体となって資源循環型社会の構築並びにごみ処理行政を進めてきた。

令和元年9月の三重ごみ固形燃料発電所の事業終了に伴い、当組合のRDF化施設も停止し、その後廃止の手続きを行ったところである。

三重県は平成30年12月に「ポストRDFに向けた施設整備等補助金交付要領」を策定し、既存のRDF化施設の改造及び撤去に対して一定の補助金を交付することとなった。しかし、施設の改造及び撤去に要する費用は高額であり、この補助金を活用しても、財政事情が厳しい構成市町にとっては非常に大きな負担となっている。

また、現在解体作業が進む三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用について、2015年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で採択した「パリ協定」（産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃より十分低い水準に保ち、1.5℃上昇までに抑えるべく努力するという目標）や、国連が2015年に採択した持続可能な開発目標（SDGs）のゴール13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）が示す、温室効果ガス排出量の削減に資する活用が時代の要請となっている。

最後に、RDF貯蔵槽爆発事故により設置された安全祈念碑やRDF化事業に伴い三重県（企業庁）が権利を有している管理棟などの維持・管理についても引き続き適正に行っていくことを求める。

については、三重県に対して、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 RDF化施設の改造及び撤去にかかる市町の財政負担の軽減を図るため、さらなる財政支援（補助金や基金の創設等）を講ずること。
- 2 三重ごみ固形燃料発電所の跡地利用については、脱炭素社会の推進や地域の振興など、環境政策に資する活用をすること。
- 3 安全祈念碑、管理棟及び共有地などの三重県（企業庁）所管の施設等について、今後も引き続き維持・管理するとともに安全祈願行事については、将来にわたって継続すること。

以上、要望書を提出する。

令和3年11月25日

桑名広域清掃事業組合議会



三重県知事 一見 勝之 様